

令和8年6月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第3号

令和8年6月26日（金）午後1時30分

市役所5階 会議室52・53

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
 - 議案第6号 令和7年度最適化活動の実施状況等について
- 5 報告事項
 - (1)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について
 - (2)農業経営改善計画の認定について
 - (3)青年等就農計画変更の認定について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員（19名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（15名）

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、清野澄夫委員、北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

芋川一浩委員、霜鳥明彦委員、神田満委員、

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	宮本 敏樹
〃 事務局	丸山 澄江
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)
皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 8 年 6 月総会をはじめさせていただきます。
それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 15 名であります。農業委員 11 番 芋川一浩委員、推進委員 平岡地区 霜鳥明彦委員、上今井地区 神田満委員からは、欠席の連絡がありました。
それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)
先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 18 番 関紀子委員、19 番 山田喜英委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に 16 番竹前博文農業委員、高丘地区、小林宗和委員からは、関連議案がある旨の連絡をいただいておりますので、該当する議案の際は退出願います。
では、他に無いようですので、日程 4、付議事項に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (矢嶋主査)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、越、〇〇〇〇、越、〇〇〇〇、越〇〇〇〇、畑、780 平方メートル、外 1 筆、総面積 2,257 平方メートル
経営移譲のため

番号 2 番、吉田、〇〇〇〇、岩船、〇〇〇〇、赤岩〇〇〇〇、他、3064 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、飯山市、有〇〇〇〇、栗林、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、578 平方メートル、他 21 筆、総面積 11,986 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号 1 番から番号 3 番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業

上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号1番から3番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号1番から3番までを原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（宮本局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、田、204平方メートル、事務所・駐車場 敷地、現在の事務所が県事業の予定地となることから申請地に事務所及び駐車場を建築したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種 既存駐車場133平方メートル、全体敷地337平方メートル

以上です。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、番号3番は小林宗和委員が関連する議案になりますので後ほど審議いたします。それでは議案第3号のうち、1、2、及び4番から6番について審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（宮本局長補佐）

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

説明につきましては、借り手、対象農地、貸し手の順で説明します。なお、借り手が同一の計画についてはまとめて読み上げることとしま

す。

番号1番 長野市、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、穴田〇〇〇〇、畑、402平方メートル、住宅 敷地、現在市外のアパート住まいであるが子育て環境のいい申請地に住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種 隣接宅地281.75平方メートル、全体敷地683.75平方メートル

番号2番 小田中、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、ほか1名、東山〇〇〇〇、畑、485平方メートル、外7筆、総面積2426.65平方メートル、特定建築条件付売買予定地 敷地、申請地を取得し特定建築条件付売買予定地として10区画の宅地としたい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種

番号4番 草間、〇〇〇〇、草間、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、296平方メートル、住宅 敷地、現在市内のアパート住まいであるが家族が増えたため申請地に住宅を建築したい。

3種農地 則43

番号5番 西一丁目、〇〇〇〇、草間、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、252平方メートル、住宅 敷地、現在借家であるが家族が増えたため申請地に住宅を建築したい。

3種農地 則43

番号6番 長野市、〇〇〇〇、西一丁目、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、畑、999平方メートル、外2筆、総面積1402平方メートル、特定建築条件付売買予定地 敷地、申請地を取得し特定建築条件付売買予定地として5区画の宅地としたい。

3種農地 則43

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

12番 丸山和広委員

12番 丸山和広です。ちょっとお聞きをしたいのですが、特定建築条件付売買予定敷地というのはどの土地のことを言うのか。これを見ると、非常に広域でありますし、宅地として申請になっております。こういうのは、農振に引っかけられない場所なのですかね。それをどういう条件のことを言ってるのかお聞きしたい。

事務局（宮本局長補佐）

まずもって、農振農用地ではありません。第1種農地ではございませんでした。特定建築条件付売買予定敷地ですが、転用するにあたって宅地造成という名目のもと、あらかじめ譲受者が住宅を建てることを条件

として契約します。ただある一定の期間を過ぎたときに、宅地が売れなかった場合は、譲受者が自ら資金を出して住宅を建てる、必ず契約を達成するということが条件となっております。

事務局（佐々木局長） ちょっと補足をさせてください。農地転用する場合は、建物を建てて売るとというのが原則です。だから転用を行う業者が土地を取得して、建物を建てて第三者に売るとというのが、一般的な手続きですね。この特定条件付というのは、建物はその土地を買う方が業者を決めて、自分の建てたい建物を建てるという前提のもと、転用をするということなんですよね。

だから土地を取得した人が建ってる建物をそれがいいなって選ぶのではなくて、土地をまず選んで今度は自分が建てたい建物を建てるという条件をつけて転用するということです。

すごく簡単に言うと、それの方がイメージつくと思うのですが丸山さんそれでよろしいですかね。

12 番 丸山和広委員 はい。

議長（増田会長） よろしいでしょうか。他にありませんければ、お諮りいたします。議案第3号のうち、1、2番及び4番から6番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号のうち、1、2番及び4から6については原案のとおり許可することに決しました。

（小林宗和委員 退室）

次に、議案第3号のうち、3番を議題とします。事務局から説明願います。

事務局（宮本局長補佐） 番号3番 立ヶ花、〇〇〇〇、草間、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、田、1311平方メートル、外1筆、総面積2434平方メートル、建設機械駐車場・資材置場 敷地、申請地に隣接する資材置場が事業拡大により手狭となり拡張をしたい。2種農地 法5-②-II 消極的2種 既存資材置場842平方メートル、全体敷地3276平方メートル

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第3号のうち、3番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号のうち、3番については原案のとおり許可することに決しました。

(小林宗和委員 入室)

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
(説明)

以上、番号1番から78番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における賃借権の設定等を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号1番から78番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号番号1番から78番については「意見なし」とすることに決しました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。なお、番号1番は竹前博文委員が関連する議案であるため、後程審議いたします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
(説明)

以上、番号2番から7番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における所有権の移転を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしており、本計画の策定に係る要請において支障はないものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号のうち、2番から7番について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって議案第5号のうち、2番から7番につい

て、要請することに決しました。

(竹前博文委員 退室)

次に、議案第5号のうち議案1番を議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

(説明)

以上、番号1番につきましては、関連する要件を満たしており、本計画の策定に係る要請において支障はないものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号のうち、1番について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって議案第5号のうち、1番について、要請することに決しました。

(竹前博文委員 入室)

続いて、議案第6号 令和7年度最適化活動の実施状況等についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局（丸山副主幹）

議案第6号 令和7年度最適化活動の実施状況等についてを説明いたします。

こちらは農業委員会法第37条に農業委員会は農地等の利用の最適化の推進など、推進の状況の他、農業委員会の事務の実施の状況についての公表が義務づけられています。

最適化活動に係る活動の点検と評価を行い、その結果の公表もこれに含まれており、今回お示した設定につきましては、令和7年度の実績報告となります。その実績を点数化した結果、令和7年度の目標項目に係る点数の合計は11点となり、目標に対しての期待を上回る結果が得られたとして公表となります。では、各項目の成果について簡単に説明させていただきます。

先ほど申し上げました11点というのは18ページの下の方になるのですけれども、こちらに下の方の左下の方に目標項目に係る点数の合計ということである数字について説明させていただきました。

続きまして、19ページになります。

記載についてなのですが、具体的な活動の成果目標につきましては農地の集積率に対する評価となっております。

集積の件数の結果の欄ですけれども、他の53%に対しての実績が県の51%でした。そのため、達成率はこの96.2%となり、下にある表中、表2の

達成状況の点数が3点となります。

次20ページになります。

こちらは遊休農地の発生と対象につきまして、昨年度実施した農地パトロールの結果となっております。

表中の別紙になるのですが、20.8ヘクタールに対し、実績が18ヘクタールとなり、そのため達成率は86.5%となり、下表ページの下の方にある緑区分の遊休農地の解消率の点数のところで、86.5%は表2の達成状況の点数は1点となります。

続いて21ページになります。

こちらについては、新規参入の促進に関する状況になり、新規さん勇者への農地貸付等面積になります。

表中の7.3ヘクタールに対しての実績が18ヘクタールとなり、そのため達成率は123.3%となり、達成率の点数は5点となります。

次に22ページになります。

こちらは推進委員等の最適化活動につきまして、活動強化月間の回数になります。

実績の回数が4回のため、目標である3回を超える回数を実施したということで、1点となります。

続きまして23ページになります。

こちらは新規参入相談会への参加になります。

新規参入相談会への参加の点数というところにあるのですが、7月6日、東京で開催された就任相談の新規就農セミナーに参加ということで、1点となります。

これらの点数の合計が最初に述べました11点となりまして、目標の達成状況の表5、目標に対しての期待を上回る結果が得られたとなり、今回この結果で公表する形になりますので、お願いします。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

よろしいですかね。令和8年度もまた皆様ご協力よろしく願いいたします。

ありませんければお諮りいたします。議案第6号について原案通り賛成委員の挙手を求めます。全員であり、よって議案第6号は原案通り決しました。

本日お願いしました議案につきましては以上となります。全体を通して何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

本日お願いしております議案質疑は以上でございます。全体を通して何かご質問ご意見がございましたらご発言願えればと思います。後ほどでも結構です何かお気づきになりましたらご発言願います。

特にないようですので進行を事務局へお返しいたします。

事務局（佐々木局長）

ありがとうございました。続いて日程5 報告事項に進みます。報告事項について3点ほど、事務局より説明いたします。

事務局（矢嶋主査）

報告事項

(1)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について

届出人 牛出 ○○○○ 所在 牛出 ○○○○ 面積 1338 メートル

(2)農業経営改善計画の認定について

以下の者が農業経営改善計画を認定されましたので報告いたします。
住所、氏名、営農種類の順に読み上げます。

番号1番 田麦 ○○○○ 果樹専作

番号2番 竹原 ○○○○ 果樹専 作

番号3番 上今井 ○○○○ 果樹専作

番号4番 間長瀬 ○○○○ 果樹専作

(3)青年等就農計画変更の認定について

住所 牛出 氏名 ○○○○ 営農類型 果樹専作 変更内容としては、SS及びぶどう棚を追加とのことです。

以上です。

事務局（佐々木局長）

認定農業者との青年等就農計画変更についてということですが、昨年度までは議案ということで進めさせていただきました。

今年度からは市の農業政策課から意見を求めないということでお話をいただいております。そうは言っても、どなたがこういった形の手続きを進めているかということを委員にご報告を申し上げたいので市から報告事項ということで、皆さんにご報告を申し上げるという形になっておりますのでご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

無いようですので、次に進みます。続いて、日程6 その他 に入ります。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後3時00分 閉会)

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 関 紀子

署名委員 山田 喜英